

米国トランプ政権のエネルギー政策の動向 (2026年10月16日時点)

上野 貴弘

電力中央研究所 社会経済研究所

2026年10月

要約

2025年1月20日に発足した共和党の第2次トランプ政権は、国産エネルギー資源・電力インフラ・重要鉱物の開発を加速し、さらに化石燃料の輸出を拡大するべく、大統領令のもとで施策を推進している。本稿では政権発足以降の具体的な動きを整理する。

国内政策では、トランプ大統領は就任日に「米国のエネルギーの解放」および「国家エネルギー緊急事態」に関する大統領令に署名し、その後、石炭、原子力発電、電力系統信頼度、重要鉱物等に関する大統領令も発出した。さらに、2025年7月4日にはエネルギー供給拡大の支援策を含む「1つの大きく美しい法」を成立させた。これらの中で、第2次トランプ政権は連邦公有地・水域における石油・天然ガス開発向けのリースの推進、液化天然ガス（LNG）輸出の新規認可の再開、既設石炭火力発電の維持への補助、原子力発電の新設および再稼働への融資、重要鉱物の確保に対する資金支援といった供給強化策を実施している。特に原子力発電と重要鉱物については、政府が支援対象企業の株式を一部取得する選択肢が支援スキームに盛り込まれており、民間企業に対する国家の関与を強めている。データセンター建設による電気料金の高騰懸念に対しては、テック企業に費用の自主的負担を求める取り組みを進める一方、イランへの攻撃を契機とするガソリン・軽油価格の高騰に対しては、戦略石油備蓄の放出などで対応しているが、価格高騰が収束せず、政権への批判が高まっている。

対外政策では、トランプ大統領は化石燃料の純輸出国としての立場を対外的な影響力の源泉と位置付ける「エネルギードミナンス」を掲げ、関税を巡る二国間の「ディール」を通じて、日本・韓国・EUからは米国産LNG等の輸入拡大の意向を、さらに日本と韓国からは米国内へのエネルギー投資に対する投資計画を引き出した。日韓の投資計画は具体的には、データセンターに併設する天然ガス火力発電、原子力発電（日本は小型モジュール炉、韓国は大型炉）、原油・LNGの輸出インフラなどである。他方、2026年2月28日に開始した米国・イスラエルによるイラン攻撃を契機とするホルムズ海峡の実質封鎖やイランの攻撃による湾岸諸国のエネルギー供給施設への重大な損傷で、原油・石油製品・LNGの世界的な供給ショックが発生した。直近では、中東からの輸出量は原油を中心に回復傾向にあるが、今後の展開は米・イラン交渉や軍事情勢次第であり、先行きは見通せない。米国はこの間、需給緩和のためにロシア・イランによるエネルギー輸出への制裁を一時的に解除する一方、原油・石油製品・LNGの供給源としての自国の重要性を高めている。

免責事項

本ディスカッションペーパーは広く意見やコメントを得るために公表するもので、意見にかかる部分は筆者のものであり、電力中央研究所または社会経済研究所の見解を示すものではない。

※本ディスカッションペーパーは、「米国トランプ政権によるエネルギー・環境政策の見直しの行方（2026年5月18日版）」（SERC Discussion Paper 26001）のうち、エネルギー政策に関わる部分に対して、その後の動向を加筆したものである。気候変動対策の見直しの動向については、「米国トランプ政権による気候変動対策の見直し（2026年10月6日時点）」（SERC Discussion Paper 26006）を参照されたい。



米国トランプ政権のエネルギー政策の動向 (2026年10月16日時点)

電力中央研究所 社会経済研究所
副研究参事 上野 貴弘

2026年10月

 電力中央研究所

目次

全体の要約	3
1. 国内政策	7
1-1. 選挙公約と就任日の大統領令	8
1-2. 化石燃料・火力発電	12
1-3. 原子力	21
1-4. 再生可能エネルギー	25
1-5. 電力系統の信頼度・セキュリティ強化	29
1-6. データセンターによる大規模電力負荷への対応	33
1-7. 燃料価格高騰への対応	36
1-8. 重要鉱物	38
1-9. 許認可プロセス改革	41
2. 対外政策	43
2-1. 「エネルギードミナンス」と「エネルギーアバンダンス」	44
2-2. 関税を巡るディールとエネルギー	48
2-3. 重要鉱物の確保	54
2-4. イラン攻撃後の動き	58
2-5. エネルギー関連の経済制裁	61
参考文献	70

全体の要約

目的

2025年1月20日に発足した共和党の第2次トランプ政権は、国産エネルギー資源・電力インフラ・重要鉱物の開発を加速し、さらに化石燃料の輸出を拡大するべく、大統領令のもとで施策を推進している。

本稿では政権発足以降、具体的にどのような動きがあったのかを整理する。

概要（国内政策）

トランプ大統領は就任日に「米国のエネルギーの解放」および「国家エネルギー緊急事態」に関する大統領令に署名し、その後、石炭、原子力発電、電力系統信頼度、重要鉱物等に関する大統領令も発出した。さらに、2025年7月4日にはエネルギー供給拡大の支援策を含む「1つの大きく美しい法」を成立させた。

これらの下で、第2次トランプ政権は連邦公有地・水域における石油・天然ガス開発向けのリースの推進、液化天然ガス（LNG）輸出の新規認可の再開、既設石炭火力発電の維持への補助、原子力発電の新設および再稼働への融資、重要鉱物の確保に対する資金支援といった供給強化策を実施している。特に原子力発電と重要鉱物については、政府が支援対象企業の株式を一部取得する選択肢が支援スキームに盛り込まれており、民間企業に対する国家の関与を強めている。

データセンター建設による電気料金の高騰懸念に対しては、テック企業に費用の自主的負担を求める取り組みを進める一方、イランへの攻撃を契機とするガソリン・軽油価格の高騰に対しては、戦略石油備蓄の放出などで対応をしているが、価格高騰が収束せず、政権への批判が高まっている。

概要（対外政策）

トランプ大統領は化石燃料の純輸出国としての立場を対外的な影響力の源泉と位置付ける「エネルギー・ドミナンス」を掲げ、関税を巡る二国間の「ディール」を通じて、日本・韓国・EUからは米国産LNG等の輸入拡大の意向を、さらに日本と韓国からは米国内へのエネルギー投資に対する投資計画を引き出した。日韓の投資計画は具体的には、データセンターに併設する天然ガス火力発電、原子力発電（日本は小型モジュール炉、韓国は大型炉）、原油・LNGの輸出インフラなどである。

他方、2026年2月28日に開始した米国・イスラエルによるイラン攻撃を契機とするホルムズ海峡の実質封鎖やイランの攻撃による湾岸諸国のエネルギー供給施設の重大な損傷で、原油・石油製品・LNGの世界的な供給ショックが発生した。直近では、中東からの輸出量は原油を中心に回復傾向にあるが、今後の展開は米・イラン交渉や軍事情勢次第であり、先行きは見通せない。米国はこの間、需給緩和のためにロシア・イランによるエネルギー輸出への制裁を一時的に解除する一方、原油・石油製品・LNGの供給源としての自国の重要性を高めている。

1. 国内政策

1-1. 選挙公約と就任日の大統領令

トランプ大統領と共和党の公約

エネルギーの増産（特に化石燃料）とエネルギーコストの削減

- トランプ氏は選挙戦中を通じて「掘って、掘って、掘りまくれ」（Drill, Baby, Drill）というスローガンを多用
- 「忘れてはならないのは、我が国は他のどの国よりも圧倒的に多くの液体の黄金（liquid gold, 石油を指す）を持っているということだ。」（トランプ氏の指名受諾演説）
- 「共和党は、原子力を含むあらゆるエネルギー源からの生産を解放し、インフレを即座に削減するとともに、信頼性が高く豊富で手頃な価格のエネルギーでアメリカの家庭、車、工場を支える」（共和党の2024年綱領）
- 「私の目標は、就任後12か月以内に皆さんのエネルギーコストを半分にすることだ。（中略）この急速なエネルギーコストの削減を達成するために、国家緊急事態を宣言し、エネルギー生産、発電、供給を劇的に増加させる措置を講じる（中略）就任初日から、新たな掘削、新たなパイプライン、新たな精製施設、新たな発電所、新たな原子炉の承認を行う」（ミシガン州の集会でのトランプ氏の演説（2024年8月29日））
- 「バイデンは米国の天然ガスの他国への輸出を禁止した。（中略）なぜ止めたのか？たぶん環境保護主義者たちの影響だろう。（中略）私は大統領に復帰した初日に輸出ターミナルの承認を行う」（ラスベガスにおける集会でのトランプ氏の演説（2024年1月27日））

「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令 (2025年1月20日)

トランプ大統領は以下の方針を指示

- 各省庁は国内エネルギー資源開発（特に石油、天然ガス、石炭、水力、バイオ燃料、重要鉱物、原子力）への負担となりうる省庁の取り組み（※主として規制を指す）を速やかに特定したうえで、その撤回・改定などを進める
 - 前政権が策定した温室効果ガス排出規制の撤回について、上野（2026）を参照
- 許認可プロセスの効率化（環境アセスメントの見直しを含む）
- エネルギー長官に対して、LNG輸出の新規認可申請の審査を可能な限り速やかに再開するように指示。その際、申請のなかで主張される「公益」のうち、米国への経済・雇用影響と同盟国・パートナー国の安全保障への影響を評価しなければならない
- 鉱物資源のドミナンスの再構築
(※大統領令の原題は“Unleashing American Energy”)

「国家エネルギー緊急事態宣言」に関する大統領令 (2025年1月20日)

トランプ大統領は以下の方針を指示🔒

- 米国のエネルギー生産・輸送・生成・発電が不十分であることは、米国経済、国家安全保障、外交政策上の異例かつ重大な脅威であることを理由に、国家緊急事態を宣言
 - 本大統領令でのエネルギーとは、原油、天然ガス、リースコンデンセート、天然ガス液、精製石油製品、ウラン、石炭、バイオ燃料、地熱、流水の力学的移動、重要鉱物。風力・太陽光は含まれず
- 各省庁は緊急事態時の合法的権限等を特定し、（連邦公有地を含むが、それに限定されない場所における）国産エネルギー資源の特定、リース、立地、生産、輸送、生成、発電を促進する目的でその権限を行使
- 各省庁が連邦政府の土地収用の権限、または国防生産法の下での権限の行使が必要と評価する場合には、大統領に提言を提出
- 緊急事態時における環境規制（水、絶滅危惧種）の執行緩和の検討
（※大統領令の原題は“Declaring a National Energy Emergency”）

1-2. 化石燃料・火力発電

石油・天然ガスの開発を促進する施策

化石燃料の増産を後押しする施策とその限界

- 化石燃料増産について、連邦政府が直接的に影響を及ぼすのは、連邦公有地のリースと掘削許認可。ただし、連邦公有地は開発地の1割強
 - バイデン政権は発足当初はリース・許認可を停止も、結局は許認可をハイペースで継続。しかし、リースには消極的
 - トランプ政権は（連邦水域も含め）新規リースに積極的であるが、応札するかは民間企業の判断（※リースから掘削までのタイムラグは通常数年）

「1つの大きく美しい法」（OBBBA）の開発促進規定

- 2025年7月4日に成立した「1つの大きく美しい法」で、以下を導入
 - 連邦政府のロイヤルティ率の引き下げ（沖合：従来の16.67%以上から12.5～16.67%に引き下げ、陸上：従来の16.67%から最低12.5%に引き下げ）
 - メキシコ湾（アメリカ湾）：2039年まで少なくとも年2回、鉱区リース入札を実施
 - アラスカ州のクック湾：2026年から2032年にかけて少なくとも6回の鉱区リース入札を実施
 - 陸上：四半期ごとに陸上鉱区リースの入札を実施
- その後、これらの規定を実行中。ただし、アラスカ州クック湾の初回入札は応札ゼロ

LNG輸出の新規認可の再開

バイデン政権による新規認可の一時停止と評価

- バイデン政権は2024年1月に米国と自由貿易協定を締結していない国（日本を含む）への輸出の新規認可を一時停止し、その間に、更なる輸出認可への判断材料とすべく、LNGが国内供給・エネルギー安全保障・温室効果ガス排出に及ぼす影響を評価
- エネルギー省は2024年12月17日にその評価結果を公表し、さらなる認可で、米国のガス価格は上昇し、世界の温室効果ガス排出量も増加するとの結果。ただし、この評価に基づく認可禁止などは行わず

トランプ政権による新規認可の再開とアラスカLNGの推進

- トランプ大統領は就任日の「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令で、エネルギー長官にLNG輸出の新規認可申請の審査を可能な限り速やかに再開するように指示。その際、申請のなかで主張される「公益」の評価について、米国への経済・雇用影響と同盟国・パートナー国の安全保障への影響を考慮と規定
- その後、エネルギー省は認可を再開           
- 同日に「アラスカの桁外れの資源ポテンシャルの解放（Unleashing Alaska's Extraordinary Resource Potential）」に関する大統領令にも署名し、アラスカのLNGのポテンシャル開発（米国の他の地域および太平洋地域の同盟国への輸送・販売を含む）に言及 

「美しいクリーンコール復活」に関する大統領令 (2025年4月8日)

トランプ大統領は以下の方針を指示

- 内務長官と農務長官は、連邦公有地における石炭向けリースを優先させる
 - 内務省は2025年4月8日に炭鉱開発リースのモラトリウムを終了すると発表 。
同9月29日には、1,310万エーカーの連邦公有地を炭鉱開発のリースに付すと発表 
 - 国内外でのファイナンス機能を有する省庁は石炭生産と石炭火力への投資を抑制する政策を取り消す段取りを進める／商務長官は石炭および石炭技術の輸出を促進し、米国炭の国際的なオフテイク合意を促進するための取り組みを行う
 - 2026年9月の米中首脳会談に関する大統領府のファクトシートによれば、中国は2027年と2028年にそれぞれ1,000万トン以上の石炭を米国から輸入する見込み 
 - 国家エネルギードミナンス会議の議長は、鉱物生産拡大の大統領令（※P.39参照）における鉱物として、石炭を指定する。内務長官は鉄鋼生産に用いる原料炭が重要鉱物の定義を満たすかを検討し、満たす場合には重要鉱物リストに含める
 - 内務省は2025年11月7日に、原料炭を他の9種の鉱物とともに重要鉱物に指定 
- (※大統領令の原題は“Reinvigorating America’s Beautiful Clean Coal Industry and Amending Executive Order 14241”)

さらに、トランプ大統領は2026年2月11日に「米国の美しいクリーンコール発電による国防強化」に関する大統領令に署名し、戦争長官に対して、石炭火力発電所との長期購入契約等の締結に努めるように命令 

「美しいクリーンコール復活」に関する大統領令の下での 石炭火力への支援

エネルギー省は以下の資金支援を決定

- エネルギー省は2025年4月8日に、エネルギーインフラ再投資プログラムに石炭火力発電所を含めることを発表[🔗](#)。10月29日に、休止中の石炭ガス化プラントを再稼働させてアンモニアと肥料を生産するプロジェクトへの15億ドルの融資を発表[🔗](#)
- エネルギー省は2025年9月29日に、石炭火力の改修等への6.25億ドルの資金支援枠を発表[🔗](#)。この下で、2026年2月11日には既設改修等への1.75億ドルの資金支援を発表[🔗](#)、2026年6月4日には既設1件の再稼働、既設1件の改修および新設2件の設計に対する資金支援を発表[🔗](#)

【参考】エネルギー省による既設石炭火力への支援

経年劣化対応の保守・更新への支援

事業者（プラント、州）	運転開始時期	内容	連邦資金	総事業費
Appalachian Power (Mountaineer, WV & Amos, WV)	1号機：1980年 1号機：1973年、 2号機：1974年、 3号機：1975年	電気集塵機システムの全面的な近代化、老朽化した変圧器／整流器セットを最新の非高周波ユニットに置き換え、ペンダント型再熱器の元の設備構成への変更、冷却塔の充填管と凝縮器管、石炭灰有効利用のための積出施設の建設、天井の気密性向上	\$34.6M	\$87.7M
Buckeye Power (Cardinal 1&2, OH)	1号機：1967年、 2号機：1967年	タービンローターの交換、発電機の改修、ボイラー部品の交換、選択的触媒還元（SCR）の触媒交換、脱硫装置の改修	\$34.0M	\$97.8M
Duke Energy Carolinas (Belews Creek 1&2, NC)	1号機：1974年、 2号機：1975年	ボイラー（チューブ、バーナー、ノズル、バルブ）、タービン／発電機（励磁機、バルブ、タービン部品）、およびその他の設備（ファン、制御システム、ライナー、ホッパー、ダクト、その他の部品）に関連する部品の交換	\$34.0M	\$99.8M
Kentucky Utilities (Ghent Unit 2, KY)	2号機：1977年	選択的触媒還元（SCR）システムの導入（NOx対策）	\$35.0M	\$187.3M
Monongahela Power (Fort Martin, WV)	1号機：1967年、 2号機：1968年	回転式石炭破碎機を最新の円錐型破碎機に交換	\$4.3M	\$8.5M
Ohio Valley Electric Corp (Kyger Creek, OH)	1～5号機：1955 年	変圧器の交換、電気集塵機と排煙脱硫システムの部品交換、制御システムの更新、機械部品の交換	\$33.1M	\$73.6M

大規模改修・再稼働への支援

事業者（プラント、州）	運転開始時期	内容	連邦資金	総事業費
AES Puerto Rico (Guayama、 プエルトリコ)	1号機：2001年、 2号機：2001年	蒸気タービンの大規模改修、信頼性を向上させるための発電機部品のアップグレード、熱性能を向上させるための冷却塔システムの包括的な改修、CCUSの基本設計（FEED）調査	\$164.5M	\$819.9M
AES Warrior Run (Cumberland, MD)	1999年	再稼働のための保守・修理、CCUSの実現可能性評価	\$78.9M	\$156.0M

【参考】エネルギー省による新設石炭火力への支援 (※設計のコストを支援)

項目	アラスカ石炭CCUSプロジェクト	ウェストバージニアエネルギーキャンパス
事業者	Terra Energy Center Corporation	TerraSpark社
立地	アラスカ州マタヌスカ・スイトナ郡	ウェストバージニア州マウントストーム
事業形態	石炭火力発電所の新設+CO ₂ 回収施設の設置	石炭火力発電所の新設+CO ₂ 回収施設の設置。 "Behind-the-meter"の複合産業用途と併設されるように設計
発電設備	循環流動床ボイラー 250MW×5基(計1,250MW)	超臨界圧ボイラー 400MW×4基(計1,600MW)
CO ₂ 回収	回収率90%のCO ₂ 回収施設を設置予定	マンテル社が開発した高温溶融塩式CO ₂ 回収システムを設置予定(※回収率の目標は約90~95%)
回収CO ₂ の扱い	工業用・農業用への販売、地中隔離、石油・ガスの増進回収(EOR)などに用いる計画	地層試験井を掘削し、地下貯留層の特性評価とCO ₂ 注入井・モニタリング井の設計を実施
DOE補助金額	8,900万ドル(DOE以外の資金1億137.5万ドルと合わせ総額1億9,037.5万ドル)	1,850万ドル(DOE以外の資金2,146万ドルと合わせ総額約3,996万ドル)

「国防生産法」の下での政府支援

「国家エネルギー緊急事態宣言」に関する大統領令を踏まえて以下を実施

- トランプ大統領は2026年4月20日に、国防生産法の下での政府支援の実施を容易にするための大統領覚書を「国内石油生産・精製・ロジスティクス」「石炭サプライチェーンとベースロード電源」「天然ガス輸送・処理・貯蔵・LNG」「大規模エネルギーおよびエネルギー関連インフラ」「電力グリッドインフラ・機器・サプライチェーン」の5分野について発出 [!\[\]\(2b06495ae64fd0e1becfd9668c8f8750_img.jpg\)](#), [!\[\]\(565a032056c0e14c906cfa9fe8f9d157_img.jpg\)](#), [!\[\]\(3ecf8da9dffcb0b1f800f47fe2275dfb_img.jpg\)](#), [!\[\]\(32c88ab31a8bb99145c37ee6943c5116_img.jpg\)](#), [!\[\]\(a26d533d6de7abd560581c7c69350fa0_img.jpg\)](#)
- エネルギー省は2026年6月4日に、石炭火力改修等のプロジェクト12件と太平洋岸の輸出ターミナルに対して、国防生産法の下での資金支援（最大5億ドル）を行うと発表 [!\[\]\(9456c5ecbc15151a9f46c11ce82fc938_img.jpg\)](#)。
2025年7月4日に成立した「1つの大きく美しい法」は国防生産法の下での追加予算として2027年9月末まで10億ドルを割り当てており、これを使用

※電力系統の分野では、エネルギー省は2026年10月5日に、アラスカ州の中南部と内陸部を結ぶ高圧送電線の建設に対して、国防生産法の下での資金支援（1億5,000万ドル）を行うと発表 [!\[\]\(004d352ca3e5c974252147a5c78e6fbb_img.jpg\)](#)

【参考】エネルギー省による既設石炭火力への支援 (国防生産法の下での支援)

事業者（プラント、州）	運転開始時期	内容	連邦資金	総事業費
East Kentucky Power Coop (Spurlock, KY & Cooper, KY)	1号機：1977年、2号機：1981年、 3号機：2005年、4号機：2009年 1号機：1965年、2号機：1969年	天然ガス混焼を可能とするための改修等	\$90.6M	\$362.4M
Wheeling Power (Mitchel, WV)	1号機：1971年、2号機：1971年	機械式の通風冷却塔の導入	\$51.0M	\$158.6M
TVA (Cumberland, TN)	1号機：1973年、2号機：1973年	摩耗したタービンプレートの交換、高圧タービンの検査、ボイラーチューブを耐腐食性材料に交換、火災損傷した排ガス処理装置のモジュールの再建など→これらにより、最大200MW分の性能の回復	\$46.3M	\$115.7M
Duke Energy Kentucky (East Bend, KY)	2号機：1981年	蒸気タービンと節炭器の更新	\$33.4M	\$83.4M
SWEPCO (Flint Creek, AR)	1号機：1978年	蒸気タービンの改良、燃料処理システムの更新、ボイラー部品の交換など	\$29.8M	\$74.5M
GRDA (Grand River, OK)	2号機：1986年	貯炭場の近代化（防火システムの強化等）、給水・送気システムの更新、タービン制御システム・監視システムの強化、ボイラーの改良	\$28.5M	\$76.6M
Duke Energy Progress (Roxboro 2&3, NC)	2号機：1968年、3号機：1973年	ボイラー・排ガス処理装置・電気設備等の近代化	\$28.4M	\$72.7M
Basin Electric (Antelope Valley, ND)	1号機：1984年、2号機：1986年	蒸気タービンと電気機器の更新	\$27.4M	\$70.0M
Hallador Power (Merom, IN)	1号機：1983年、2号機：1982年	水管理システムの近代化（ポンプのメカニカルシール式への転換、水の再利用・貯蔵、深井戸注入等）	\$27.2M	\$69.7M
OG&E (Sooner, OK)	1号機：1979年、2号機：1980年	DCS（分散制御システム）の更新	\$22.5M	\$57.7M
AEPCO (Apache, AZ)	1979年	蒸気タービンの更新	\$20.8M	\$60.6M
Alliant Energy (Columbia Energy Center, WI)	1号機：1975年、2号機：1978年	発電所の近代化	\$19.0M	\$48.5M

1-3. 原子力

「原子力産業基盤の再活性化」に関する大統領令 (2025年5月23日)

トランプ大統領は以下の方針を指示

- エネルギー省は、2030年までに既存の原子炉の出力を5GW増強し、10基の新たな大型原子炉の建設を開始すべく、融資・融資保証などを通じて支援
(※大統領令の原題は“Reinvigorating the Nuclear Industrial Base”)

大統領令の下で以下の取り組みが進展

- 米国政府は2025年10月28日に、ウェスチングハウス社および同社株主との戦略的提携を発表。800億ドル規模の新規原子炉の建設を目指す。政府には参加権益が付与されるが、それに先立って最終投資決定を行い、建設完了の確定的合意を結ばなければならない
- エネルギー省エネルギードミナンス金融局による融資コミットメント
 - 2026年6月23日に、175億ドルの条件付き融資コミットメントを発表。最大5案件（各案件でウェスチングハウス社のAP1000を2基）を対象に、納入期間が長期の主要機器の調達を支援。融資に先立って、ウェスチングハウス社とパートナーの電力会社に各5億ドルの出資確約を求める
 - 2026年9月8日に、NextEra Energy社に対する最大19億ドルの融資を決定。アイオワ州Duane Arnold原子力発電所の再稼働への支援。2026年10月5日には、Vistra社に対する最大42億ドルの条件付き融資を約束。ペンシルベニア州とオハイオ州にある原子力発電所の出力増強と近代化を支援
- 米国と韓国は2026年9月30日に、8基の大型原子力発電所（APR1400を2基とAP1000を6基）を建設するための包括的な協力枠組みに合意（P.52参照）

「原子力産業基盤の再活性化」に関する大統領令 (2025年5月23日) (続)

トランプ大統領は以下の方針を指示

- エネルギー長官は民生用および防衛用の原子炉の需要を満たすために国内のウラン転換能力および濃縮能力を拡大する計画を策定
 - エネルギー省は2026年1月5日に、ウラン濃縮能力再構築に向けた27億ドルの支援を発表。支援対象は高純度低濃縮ウラン (HALEU) と低濃縮ウラン (LEU) の両方
- エネルギー長官は、既存の法的義務以外の余剰プルトニウム処分プログラムを停止し、プルトニウムを処理して先進的原子炉燃料製造に利用できるようにすることで余剰プルトニウムを処分するプログラムを作成
 - エネルギー省は2026年6月22日に、余剰プルトニウムの割当先として、5社との交渉を行っていることを発表
- エネルギー長官は国防生産法で大統領に与えられた権限を行使し、国内の原子力エネルギー企業との自主協定の締結を目指す。自主協定は粉碎、転換、濃縮、逆転換、製造、リサイクルまたは再処理を含む核燃料サプライチェーンのコンソーシアムを確立するための産業界との協議を可能にする。エネルギー長官は国内燃料供給のオフテイク確保の手段として、コンソーシアムに対する調達支援、先渡契約または保証を提供する権限を有する
 - エネルギー省は2025年8月22日に自主協定の締結に向けた手続きを開始、同11月17日に自主協定案を公表、2026年7月17日に連邦官報に掲載

※これらの動きについては、前田（2026）を参照。

原子力に関するその他の大統領令

トランプ大統領は2025年5月23日に以下の大統領令にそれぞれ署名

- 国家安全保障のための先進原子炉技術の展開 (Deploying Advanced Nuclear Reactor Technologies for National Security) 
- エネルギー省における原子炉試験の改革 (Reforming Nuclear Reactor Testing at the Department of Energy) 
- 原子力規制委員会の改革に関する大統領令 (Ordering the Reform of the Nuclear Regulatory Commission) 

※詳細は堀尾（2025）、稲村・堀尾（2026）を参照

1-4. 再生可能エネルギー

「沖合大陸棚における洋上風力リースの一時的停止と風力プロジェクトへの連邦政府のリース・認可のレビュー」に関する大統領覚書（2025年1月20日）

トランプ大統領は以下の内容の覚書を発出

- 洋上風力に対する沖合大陸棚のリースを、2025年1月21日から本覚書が撤回されるまでの間、停止。すでに停止されている海域も引き続き停止。新規のリース停止は既存のリースにおける権利には影響しないが、内務長官は既存のリースを終了または見直す環境上・経済上の必要性を包括的にレビュー
- 風力発電（陸上風力を含む）について、各省庁は認可、リース、ローン供与等を連邦政府による風力発電へのリースおよび認可の包括的な評価が完了するまで停止

（※大統領覚書の原題は“Temporary Withdrawal of All Areas on the Outer Continental Shelf from Offshore Wind Leasing and Review of the Federal Government’s Leasing and Permitting Practices for Wind Projects”）

司法判断による政権の動きの阻止

- マサチューセッツ地区連邦地方裁判所は2025年12月8日、各省庁による認可等の停止を違法とする判決 。連邦政府は控訴取り下げ
- 内務省の海洋エネルギー管理局（BOEM）は2025年12月22日に、安全保障上の懸念を理由に、建設中の洋上風力発電所に対し、海域利用権を一時停止する決定 。しかし、コロンビア特別区連邦地方裁判所は2026年1月12日に、ロードアイランド州のRevolution Windプロジェクトへの一時停止決定について予備的差止を命令 。他のプロジェクトでも同様の予備的差止 （※詳細は富田（2026a）を参照）

洋上風力のリース契約解除を巡る民間事業者との合意

リース購入代金の払い戻しと政権が重視する別分野への投資の組み合わせ

- 内務省は2026年3月23日にTotalEnergiesとの間で、石油・天然ガス・LNGへの新規投資と引き換えに、同社との洋上風力リース契約を解除し、その購入金額を払い戻すことに合意。4月27日には他の2社とも同様の合意 [!\[\]\(d27108a7e74860dfc560bbe498136a6f_img.jpg\)](#), [!\[\]\(ee590f550fd5e60389538d46d1a0187b_img.jpg\)](#)
- 6月12日にはInvenergyとの間で天然ガス火力発電と地熱発電への投資と引き換えとする同様の合意が、6月29日にはDuke Energyとの間で原子力発電・天然ガス発電・送電網強化を投資候補とする同様の合意が、8月6日にはRWEとの間でLNGへの投資とガスタービン確保を引き換えとする同様の合意が成立 [!\[\]\(77bd2f78a921d6e2320ca465db0b5aeb_img.jpg\)](#), [!\[\]\(51d212cc7ca9d1dde65a43bdf8b65882_img.jpg\)](#), [!\[\]\(4005f954b4d07655bfd557cac2c2dc85_img.jpg\)](#)

その他の再生可能エネルギー政策の見直し

太陽光発電・風力発電への減税措置の短縮化

- 2025年7月4日に成立した「1つの大きく美しい法」による。ただし、法の制定から1年後までに建設開始した場合、または2027年末までに運転開始する場合には税額控除を認めることから、今後数年は設備容量の増加が続く見込み^④。詳細は上野（2026）を参照

太陽光発電への追加関税

- オバマ政権期より中国からのパネル輸入に追加関税。2025年6月24日に、迂回先の第三国（カンボジア、マレーシア、タイ、ベトナム）からの輸入への追加関税を命令^④
- 国際貿易委員会は2025年8月29日に、インド、インドネシア、ラオスからの太陽光パネル等の輸入について、米国の産業が重大な損害を受けているとして、調査実施を決定^④。商務省は2026年9月11日、3か国に対するアンチダンピング・相殺関税調査で最終的な肯定的認定を公表^④、国際貿易委員会も10月14日に損害を認定^④
- トランプ大統領は2026年8月6日の布告で、ポリシリコンとその派生製品に対する最低輸入価格制度と関税措置の導入を発表。開始は12月4日^④

内務省による厳格な審査の実施方針

- 内務省は2025年7月17日に、風力発電・太陽光発電に対する同省の措置（リース、道路使用権、建設・運営計画、補助金、協議など）に対し、長官室による厳格な審査を実施するとの方針を発表^④

1-5. 電力系統の信頼度・セキュリティ強化

電力系統の信頼度とセキュリティ強化に関する大統領令 (2025年4月8日)

トランプ大統領は以下の方針を指示

- 国家エネルギー緊急事態(※P.11参照)に対処するためには、利用可能なすべての発電所(特に長期運転が可能な、安全で冗長性のある燃料)を活用する必要
- エネルギー長官は連邦エネルギー規制委員会が規制する基幹系統の全地域における予備率分析の統一的手法を策定し、予備率がエネルギー長官が定める閾値を下回る地域を特定
 - その後、エネルギー省は2025年7月7日に“Resource Adequacy Report”を公表 
- 系統運用者が系統崩壊を避けるために一時的な供給遮断が必要と想定する場合、エネルギー長官は連邦動力法の緊急命令の発出(202条(c))に関する手続きの合理化、体系化、迅速化を行う(最大容量での発電を求める発電所からの申請の審査・承認を含む)
- エネルギー長官は系統信頼度の確保のために不可欠な地域内の発電所を特定する手順を確立しなければならない。この手順は(i)予備率に問題のある地域で不可欠な発電所が利用可能な状態で適切に維持されることを確保するメカニズム(連邦動力法202条(c)の緊急命令を含む)を含むものであり、(ii)特定された発電所のうち定格出力50MW超のものの廃止や燃料転換による認定発電容量の純減を防がなければならない

(※大統領令の原題は“Strengthening the Reliability and Security of the United States Electric Grid”)

緊急命令による既設石炭火力の維持

エネルギー省による緊急命令の発動と訴訟の動向

- エネルギー省は2025年12月末までに（石炭火力以外も含めて）19件の連邦動力法202条(c)の緊急命令を発出。2026年も緊急命令を継続→5か所の発電所については、90日間の命令を繰り返し発出して、退出を阻止 
- コロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所は2026年9月11日、ミシガン州のJ.H. Campbell石炭火力について、2025年5月23日に発出された緊急命令を、エネルギー省が特定した状況は202条(c)の要件を満たさないと判断して取り消し （※同発電所に対する命令はこれまで5回更新されたが、取り消しとなったのは最初の命令のみ）

「バルクパワーシステムの安全確保のための 国家緊急事態宣言」に関する大統領令（2026年8月26日）

トランプ大統領は以下の方針を指示

- バルクパワーシステムの電気機器が海外から供給されている状況は、国家安全保障、外交政策、米国経済上の異例かつ重大な脅威であることを理由に、国家緊急事態を宣言
 - 「バルクパワーシステム」の定義は「(i) 相互接続された電力送電網（またはその一部）の運用に必要な設備と制御システムおよび(ii) 電力システムの信頼性を維持するために必要な発電設備からの電力。この命令の目的上、この定義には定格69,000ボルト（69 kV）以上の送電線が含まれるが、電力の地域配電に使用される設備は含まれない」
- エネルギー長官が「対象外国主体（Covered Foreign Entity）が所有・支配または管轄する者もしくはそうした団体から指示を受ける者によって設計・開発・製造または供給されたバルクパワーシステムの電気機器（または当該機器に関連する重要な構成要素・ソフトウェア・ファームウェア・デジタルサービス・保守サービスまたはリモートアクセス機能）を含む」等と認定する場合に、その取引を禁止
- 上記の認定がなされた後、エネルギー長官は大統領令以前に取得・設置された外国製または外国運用のバルクパワーシステム用電気機器の継続使用、運用、保守、サービス、または更新に条件（切り離し、交換、撤去など）を課すことができる

（※大統領令の原題は“Declaring a National Emergency To Secure the United States Bulk-Power System”）

1-6. データセンターによる 大規模電力負荷への対応

データセンターによる大規模電力負荷への対応

連邦エネルギー規制委員会（FERC）のPJMに対する決定

- FERCは2025年12月18日に、東部の地域送電機関であるPJMに対し、オープンアクセス送電タリフの見直しと、大規模負荷の発電所への併設に対応するための明確な規則と手順の確立を求めることを決定🔗。2026年6月18日に追加命令🔗
- FERCは2026年6月18日に、PJM以外の地域の系統運用機関にも大規模負荷への対応を要求🔗

国家エネルギードミナンス会議と13州の知事のPJM宛書簡（2026年1月16日）🔗

- 国家エネルギードミナンス会議のバーガム議長（内務長官）とライト副議長（エネルギー長官）と13州の知事は声明を発出し、PJMに対して、「新設発電所の収益を確実なものとする」「容量価格の上昇から家庭用需要家を保護すること」「データセンターにコストを割り当てること」「負荷予測を改善すること」「進行中の電源接続検討を加速化すること」「市場原理に回帰すること」を要求
 - 13州は、インディアナ州、メリーランド州、オハイオ州、ペンシルベニア州、バージニア州、ウエストバージニア州、デラウェア州、イリノイ州、ミシガン州、ニュージャージー州、テネシー州、ノースカロライナ州、ケンタッキー州

データセンターによる大規模電力負荷への対応（続）

トランプ大統領の一般教書演説（2026年2月24日）

- 「（テック企業との）新たな料金支払者保護誓約（Ratepayer Protection Pledge）の交渉を終えた。（中略）大手テック企業に対し、自らの電力需要を賄う義務があると伝えている。（中略）誰の電気料金も上がることはなく、多くの場合、地域社会の電気料金は大幅に下がる」と発言

料金支払者保護誓約への大手テック企業への対応

- 大手テック企業7社は2026年3月4日、トランプ大統領が求める料金支払者保護誓約に応じると表明。新規・追加的な電源を自ら建設するか、そこから電力を購入する等により、電源・送配電設備確保の費用を負担（※丸山（2026）を参照）
- その後、7月23日までに、200超の電力会社、データセンター開発事業者、協同組合、州などが追加参加

※これらの動きの背景には電気料金の増加傾向がある（P.67参照）

※発電所投資については、日本および韓国の対米投資枠組みにデータセンター向けの天然ガス火力発電への巨額投資が含まれている（P.51およびP.52参照）

※連邦議会上院の「2026年超党派アメリカアフォーダビリティ・雇用法案」には、データセンターに関連する発電・送電等の増分費用をデータセンター事業者に負担させる規定あり（P.42参照）

※州レベルでは、ニューヨーク州やテキサス州などで、データセンター認可の一時停止,

1-7. 燃料価格高騰への対応

イラン攻撃を契機とするガソリン・軽油価格高騰への対応

戦略石油備蓄（Strategic Petroleum Reserve, SPR）の放出

- 2026年3月11日のIEAの合意の下で、米国は1億7200万バレルの放出を計画  戦略石油備蓄は攻撃直前の2026年2月27日の約4.15億バレルから9月25日の約2.84億バレルへと31.7%減少し、1982年以来の低水準  （※商業原油在庫の減少は小幅 。ガソリンと軽油を含む留出油の在庫は対前年比で減少 ）

その他の措置

- ロシア産およびイラン産の原油・石油製品の取引に関する制裁を一時的に緩和（P.62～64参照）
- 環境保護庁は2026年3月25日に、エタノール15%混合ガソリンの全国での夏季販売を可能にする緊急免除を実施 。免除は大気浄化法の規定にそって20日間限定であったが、その後、繰り返し更新 
- トランプ大統領は2026年10月5日に、着色軽油の道路での利用を一時的に許可し、その利用に対する課税を免除 

→これらの対策をとってもガソリン・軽油価格が高止まりしており（P.66参照）、トランプ政権への批判が高まっている 

1-8. 重要鉱物

鉱物生産拡大の大統領令（2025年3月20日）

鉱物生産拡大の大統領令（2025年3月20日）

- 国防生産法の大統領権限を国防長官および米国国際開発金融公社のCEOに委任
- 許認可を担う当局に対して優先案件の特定と迅速承認を指示
- 内務長官に対しては鉱床のある連邦公有地の把握と、そうした土地における鉱物生産の優先を指示

（※大統領令の原題は“Immediate Measures to Increase American Mineral Production”）

鉱物生産企業に対する支援

- 国防総省は2025年7月10日に、MP Materials社との間で、ネオジム・プラセオジムの最低価格と永久磁石のオフテイクに合意（※いずれも10年間）。加えて、国防総省が同社の株式とワラントを取得することにも合意。同8月10日、国防総省はMP Materials社に対する1.5億ドルの融資を発表 
- 商務省は2026年1月26日に、USA Rare Earth社との意向書（letter of intent）に署名し、6月3日に正式契約を締結。同社に対する2.77億ドルの支援と13億ドルの融資の意向を表明。契約は、商務省に対する株式およびワラントの発行を伴う 
- 大統領府は2026年8月7日に、20億ドル超の鉱業関連案件への支援を発表 

重要鉱物に関するその他の取り組み

米国輸出入銀行による重要鉱物の戦略備蓄への融資

- 米国輸出入銀行は2026年2月2日に、Project Vault（重要鉱物の戦略備蓄に関する官民連携）への最大100億ドルの融資を承認。製造業メーカーと原材料を調達する企業が参加 

回収可能な重要鉱物・材料の輸出制限権限の付与

- トランプ大統領は2026年7月30日に、国防生産法のもとで、重要鉱物・材料が国防の推進にとって必要な重要産業資源であると認定したうえで、商務長官に輸出制限の権限を付与 

※重要鉱物の確保をはじめとする米国のエネルギー安全保障戦略の変容については、ナカノ（2026）参照。

1-9. 許認可プロセス改革

許認可プロセス改革

トランプ政権の動向

- 大統領府の環境諮問委員会（CEQ）は2026年1月8日に、国家環境政策法（NEPA）の省庁共通の実施規則の撤廃 （詳細は富田（2026b）を参照）
- 2025年7月4日に成立した「1つの大きく美しい法」で、事業者が所定の手数料を払う場合に、環境影響評価を原則1年以内に完了させる仕組みを導入 
- トランプ大統領は2025年7月23日に、「データセンターインフラ連邦許認可迅速化」の大統領令に署名 

連邦議会の動向

- 2025年12月18日、連邦議会下院は「標準化された認可と経済発展加速法」（略称SPEED法）を可決。環境審査の簡素化を目的とするもの 
- 2026年9月30日、連邦議会上院で2名の共和党議員（環境・公共事業委員会委員長のキャピト上院議員、エネルギー・天然資源委員会委員長のリー上院議員）と2名の民主党議員（環境・公共事業委員会筆頭委員のホワイトハウス上院議員、エネルギー・天然資源委員会筆頭委員のハインリッヒ議員）は連名で「2026年超党派アメリカアフォーダビリティ・雇用法案」を提出。環境審査と許認可手続きの改革、送電線許認可の合理化、データセンターからの料金支払者保護を含むもの 
- いずれも現時点では未成立

2. 对外政策

2-1. 「エネルギーードミナンス」と 「エネルギーアバンドランス」

「エネルギー主導ミナンス」

「トランプ1.0」における狙い

2017年6月29日の演説で「エネルギー独立だけではなく、エネルギー主導ミナンスを目指す」と宣言。エネルギー輸出は米国の雇用を生み出すと同時に、友好国・同盟国に真のエネルギー安全保障を与えるものと発言（上野2017）

「トランプ2.0」における狙い

トランプ大統領は当選後・就任前の声明の中で、以下を表明

- 「エネルギー主導ミナンスは、インフレを抑制し、中国とのAI競争に勝利し、世界中の戦争を終わらせるための米国の外交力を高めるもの」
- 「極左によるアメリカのエネルギーへの戦争は、敵対国からのエネルギー購入を同盟国に強いることでこれらの国々を傷つけ、敵対国の利益は戦争とテロの資金源となった。エネルギー主導ミナンスによって、我々は友好国（欧州諸国を含む）にエネルギーを販売できるようになり、世界はより安全な場所となる」

国家安全保障戦略におけるエネルギー主導ミナンス (2025年11月4日)

経済安全保障の柱の1つとして、エネルギー主導ミナンスを提示

- (石油、ガス、石炭、原子力における) 米国のエネルギー主導ミナンスを回復し、必要な主要エネルギー構成要素を国内回帰させることは、最優先の戦略的課題。安価で豊富なエネルギーは、米国内に高賃金の雇用を創出し、米国の消費者および企業のコストを削減し、再工業化を牽引するとともに、AIなどの最先端技術における我々の優位性維持に寄与
- エネルギーの純輸出拡大は、敵対国の影響力を抑制しつつ同盟国との関係を深化させ、本土防衛能力を堅持し、そして、必要な時と場所において、力の投射を可能にする
- 我々は、欧州に甚大な損害を与え、米国を脅かし、そして我々の敵対国を利する「気候変動」および「ネットゼロ」という破滅的イデオロギーを拒絶する

※国家安全保障戦略はトランプ版モンロー主義のもと、西半球 (Western Hemisphere) を重視。2026年1月3日のベネズエラ攻撃後、同6日にベネズエラ暫定政権との合意のもと、同国産の原油の販売を米国政府が開始したと発表 。その後、エネルギー関連を中心とする制裁を順次緩和 , , , , , 。さらに、大統領府は同年8月31日に、ベネズエラのNorth American Blue Energy Partnersとの間で、米国政府に対して同社親会社の35%の持ち分と生産量の20%を生産原価で購入する権利を賦与することに合意したと発表 .

G7とG20における対応

G7における対応

- バイデン政権期は、対策なし石炭火力のフェーズアウトや電力脱炭素の実現時期が毎年争点化したが、トランプ政権はこれらに合意する意思なし
- 2025年の首脳会議では、重要鉱物行動計画と山火事憲章に合意（2025年6月17日）
, 
- 2026年の首脳会議では、重要鉱物宣言に合意し、G7およびパートナー国以外の単一の供給国へのレアアースと永久磁石の依存度を2030年までに60%以下とし、その後、できる限り早くに50%にまで下げることを目指すことで一致（2026年6月17日） 
- 米国は2027年のG7議長国

G20における対応

- 2025年の首脳会議には不参加。気候変動などを議題とした議長国・南アフリカとの対立があったため
- 2026年は議長国として、「エネルギーアバンダンス」（豊富なエネルギー）というテーマを設定し、閣僚会議議長声明を発出。自主的なエネルギー安全保障原則を取りまとめ、「手ごろさ（affordability）の推進」「構造的な需要増加を満たすエネルギー供給の拡大」「エネルギーシステムの多様化」「インフラと強靱性の強化」「イノベーションの促進」という方向性を提示（※ブラジル以外の参加国が合意） 

2-2. 関税を巡るデールとエネルギー

関税政策とエネルギー

日本・韓国・台湾・EUとの個別ディールによる米国産エネルギーの輸出拡大

- 日本は2025年7月22日の日米合意を具体化した9月4日の共同声明で、米国産のエネルギー（LNGを含む）を、当該LNGに関する新たなアラスカでのオフテイク契約を追求しつつ、安定的かつ長期的に追加購入し、その年間総額を70億ドルとすると表明 [🔗](#)
- 韓国は2025年7月30日の米韓合意のなかで、米国産エネルギーを2028年までに100億ドル購入する方針を提示 [🔗](#)
 - アラスカLNGへの投資構想はP.51を参照
- 台湾は2026年2月12日の米国との合意のなかで、2025年から2029年にかけて444億ドルのLNGと原油の購入を促進する方針を提示 [🔗](#)
 - 台湾経済部は2026年10月14日に、台湾中油（CPC）によるアラスカLNGの年間600万トン購入と最大44億ドルの投資計画を発表。供給は最速で2032年を想定。詳細は引き続き協議 [🔗](#)
- EUは2025年8月21日の共同声明で、2028年までに7,500億ドル相当の米国産LNG、石油、原子力エネルギー製品を調達予定と表明 [🔗](#)

※最高裁判所は2026年2月20日に、二国間ディールの契機となった「相互関税」など国際緊急経済権限法（IEEPA）の下での追加関税の法的根拠を否定する判決を下した [🔗](#)。その後、1974年通商法122条による一時的な輸入課徴金を経て、7月24日から同法301条に基づく60の国・地域を対象とする追加関税を導入 [🔗](#), [🔗](#), [🔗](#)

※米国のLNG供給拡大と国際エネルギー秩序の関係については、柳沢（2026）を参照

日米共同声明と了解覚書

日米合意（2025年7月22日）に関する共同声明におけるエネルギー関係の記載

- 日本は「バイオエタノール（持続可能な航空燃料を含む）など米国の農業製品を追加購入」
- 日本は「米国産のエネルギー（LNGを含む）を、当該LNGに関する新たなアラスカでのオフテイク契約を追求しつつ、安定的かつ長期的に追加購入し、その年間総額を70億ドルとする」
- 日本は「米国車に対してクリーンエネルギー自動車導入促進補助金を提供」

戦略的投資に関する了解覚書におけるエネルギー関係の記載

- 「経済・国家安全保障上の利益を促進するため、日本が、半導体、医薬品、金属、重要鉱物、造船、エネルギー（パイプラインを含む）および人工知能/量子コンピューティングを含むがこれらに限定されない様々な分野において、5,500 億米ドルを米国に投資すること（資本コミットメント）が両国の最善の利益であると認識」（2025年9月4日）

※2026年3月19日の日米首脳会談時に、日本から「エネルギーの安定供給に関して、日本やアジアにおける原油調達を念頭に、米国産エネルギーの生産拡大に日米で共に取り組んでいくことを確認し、更に日本において米国から調達する原油を備蓄する共同事業を実現したい旨」を伝達 

日米間の戦略的投資の下での個別プロジェクトの発表

第一陣プロジェクトの発表

- 2026年2月18日に、第一陣の3件のプロジェクトについて、日米両国で一致。この中には、「AIデータセンター等に電力を供給するガス火力プロジェクト」（推定額：約333億ドル、発電容量9.2GW）と「米国産原油の輸出インフラ・プロジェクト」（推定額：約21億ドル）が含まれている [!\[\]\(e3809ac139e02d40fbd9c3ce0a6626f5_img.jpg\)](#), [!\[\]\(acc989e68b7647640f890c9996f2071e_img.jpg\)](#)

第二陣プロジェクトの発表

- 2026年3月19日の日米首脳会談に合わせて、3件のプロジェクトを発表。いずれも発電関連で「テネシー州およびアラバマ州における小型モジュール炉の建設」（推定額：最大400億ドル）、「ペンシルベニア州における天然ガス発電施設の建設」（推定額：最大170億ドル）、「テキサス州における天然ガス発電施設の建設」（推定額：最大160億ドル）
- 日米の共同発表には「これらのプロジェクトからの引取り（オフテイク）には、併設されたデータセンターへの電力供給も含まれることになる」との記載あり [!\[\]\(0fd0407734773d2b80c70fa073da955c_img.jpg\)](#)

※国際協力銀行は、同行がこれらのプロジェクトを実施するために出資・設立した米国法人との間で融資契約を複数締結。民間金融機関との協調融資で実施するものであり、民間部分には日本貿易保険による付保あり [!\[\]\(44631ae396efdf2fa41913daa26819c0_img.jpg\)](#), [!\[\]\(a0d7a21fc3afd4da2f4f9099e275d54d_img.jpg\)](#), [!\[\]\(a169de820c82676e137a8d7895a844c4_img.jpg\)](#), [!\[\]\(b93d963ceb22c1adc9a554151f702f54_img.jpg\)](#), [!\[\]\(75127c0cce4bfa36ffef10209e93c70c_img.jpg\)](#), [!\[\]\(280e01fe8f58773840e33ce78323612b_img.jpg\)](#)

米韓の戦略投資プロジェクトの発表（2026年9月30日）

「プロジェクト・スター」

- テキサス州における総工費223億ドル（6,472MW）の天然ガス火力発電所の建設。併設するデータセンターへの電力供給が目的。設備、エンジニアリング、建設、長期運用・保守を含むあらゆる側面において、韓国企業の参画拡大のために協力 , 

「プロジェクト・パワー」

- 8基の大型原子力発電所（APR1400を2基とAP1000を6基）を建設するための包括的な協力枠組みに合意（具体的なプロジェクトは未確定）。合意の署名者は米韓の両政府、ウェスチングハウス社、韓国電力、韓国水力原子力発電。2025年11月に合意した2,000億ドルの戦略投資のうちの1,200億ドル分（1,000億ドルは建設費、200億ドルは予備費）
- 韓国企業によるウェスチングハウス社のマイナーシェア出資の可能性も検討 , , 

「プロジェクト・ノース」

- アラスカ北部から南部へのパイプラインの建設とLNG輸出ターミナルについて、プロジェクトのレビューの開始に合意。商業的妥当性および適用されるすべての国内法要件を満たすことを条件として、アラスカLNGプロジェクトに着手するかどうかを決定
- プロジェクト着手を決定した場合、米国側は韓国の設備メーカーおよびサプライヤーの参加を促進するための有利な条件を整えることに合意。さらに、商業的に実現可能な条件での長期LNG引取契約の締結を確保し、本プロジェクトで生産されるアラスカ産LNGへの韓国の優先的なアクセスを認める , 

米EUの貿易枠組みに関する共同声明（2025年8月21日）

共同声明におけるエネルギー・気候変動関連の記述

- 「米国と欧州連合は、二国間のエネルギー貿易を制約しかねない非関税障壁への対処を含め、安全で信頼性が高く、かつ多様なエネルギー供給の確保に向けて協力することを約束。この取り組みの一環として、EUは2028年までに7,500億ドル相当の米国産LNG、石油、原子力エネルギー製品を調達予定」
- 「欧州委員会は、炭素国境調整メカニズム（CBAM）に基づく米国中小企業の取扱いに関する米国の懸念に留意し、（中略）CBAMの実施においてさらなる柔軟性を提供するための取り組みを行うことを約束」
- 「欧州連合は、企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）および企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が米欧間の貿易に過度の制約を課さないよう努力することを約束する。CSDDDに関しては、（中略）気候変動移行関連義務の変更案の提示などが含まれる」
 - その後、EUは2026年2月24日付の指令により、CSDDDの気候移行計画に関する第22条を削除 

2-3. 重要鉱物の確保

重要鉱物の確保に向けた国際的な取り組み

加工重要鉱物および派生製品の輸入調整に関する布告（2026年1月14日）

- 加工重要鉱物およびその派生製品が米国の国家安全保障を損なう恐れのある量および状況で輸入されていることなどを踏まえ、商務長官と通商代表に対し、貿易相手国との交渉を共同で進め、その際には「重要鉱物の貿易におけるプライスフロアおよびその他の貿易制限措置を検討すべき」と指示。同時に、国務長官に対しては、加工重要鉱物およびその派生製品の輸入状況の監視を指示 

重要鉱物閣僚会議の主催（2026年2月4日）

- 54か国とともに開催。日本を含む先進国や鉱物資源国等が参加。資源の戦略地政学的関与に関するフォーラム（Forum On Resource Geostrategic Engagement, FORGE）を立ち上げ 
- ヴァンス副大統領は演説のなかで「強制力のある最低価格によって外的混乱から保護される、重要鉱物のための特惠貿易圏」を提案。重要鉱物の生産の各段階に対して現実世界の公正な市場価値を反映する参照価格を設定し、特惠地域の参加国の間ではその参照価格をプライスフロアとして調整可能な関税を通じて維持し、それにより、安価な供給者が国内メーカーを市場から追い出した後に価格を釣り上げることの阻止が狙い 

重要鉱物の確保に向けた国際的な取り組み（続）

日・EUとの重要鉱物サプライチェーン強靱性のための行動計画

- 日本とは2026年3月19日の日米首脳会談に合わせて発表。国境調整されるプライスフロア等の貿易政策・メカニズムについて関係国と共に協議、中流・下流産業の競争力の維持・強化について協議、国境調整されるプライスフロアまたはその他の措置の具体化やサプライチェーンの強靱性確保に必要な措置について協議などの方針を提示^④。2026年4月24日にはEUとも同様の合意^④
- 米国は複数国間（plurilateral）の合意を目指す

重要鉱物の確保に向けた国際的な取り組み（続）

米中首脳会談時の大統領府のファクトシートの記載

- 2025年11月1日付のファクトシート：「中国は2025年10月9日に発表したレアアースに関する新たな広範な輸出規制および関連措置の世界的な実施を一時停止する」「中国は米国のエンドユーザーおよび世界中のサプライヤーの利益のために、希土類元素、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、グラファイトの輸出に有効な包括許可証を発行する」

- 2026年5月17日付のファクトシート：「中国は、希土類元素およびリットリウム、スカンジウム、ネオジウム、インジウムなどの重要鉱物に関連するサプライチェーンの不足に関する米国の懸念に対処する。また、希土類元素の生産・加工設備および技術の販売禁止または制限に関する米国の懸念にも対処する」

- 2026年9月25日付のファクトシート：「米国と中国は、レアアースやその他の重要鉱物に関連するサプライチェーンの不足に関する米国の懸念事項について引き続き協議しており、出荷量が適切な水準に戻ることを目指している」


2-4. イラン攻撃後の動き

米国・イスラエルによるイラン攻撃とホルムズ海峡の実質封鎖

世界的なエネルギー危機の発生

- 2026年2月28日に開始した米国・イスラエルによるイラン攻撃を契機とするホルムズ海峡の実質封鎖やイランの攻撃による湾岸諸国のエネルギー供給施設への重大な損傷で、原油・石油製品・LNGの世界的な供給ショックが発生
- 直近では、中東からの輸出量は原油を中心に回復傾向にあるが、今後の展開は米・イラン交渉や軍事情勢次第であり、先行きは見通せない

米国の動き

- 開戦前は、原油の余剰生産能力を有するサウジアラビアやアラブ首長国連邦に対し、二国間の協議を通じて増産を求めている様子が存在。OPECプラスが協調減産の緩和を進めたことも一因となり、原油価格は低下傾向にあった（※この件も含め、米国が石油を巡る国際秩序に与える影響については、柳沢（2026）を参照）
- 米国でも、ガソリン・軽油等の価格が高騰。価格抑制のため、ロシア産およびイラン産の原油・石油製品の取引への制裁を一時的に緩和。2026年10月9日には、ロシアとの間で軽油供給について合意^①。財務省は制裁を一時的に緩和（P.62～65参照）
- 他方、米国はこの間、原油・石油製品・LNGの供給源としての国際的な重要性が増している（P.68およびP.69参照）

G7・IEAの対応

備蓄の協調放出

- 米国を含むIEA加盟の32カ国は2026年3月11日に、ホルムズ海峡の実質的な封鎖による混乱に対処するために4億バレルの備蓄放出に合意 
- G7は2026年10月2日に、世界のエネルギー安全保障と市場安定に関する首脳声明を発表。2026年3月備蓄放出の約束に関連して今後4か月間でIEAを通じて1億バレルを協調放出すること、特に軽油については最初の20日以内に前倒しで放出すること、G7諸国間におけるエネルギーおよびエネルギー製品の輸出制限を控えることなどを表明 
 - これに先立つ同年9月に、トランプ政権は軽油の輸出制限を検討したが、G7合意を踏まえて実行せず

2-5. エネルギー関連の経済制裁

エネルギー関連の経済制裁（対ロシア）

米国・イスラエルによるイラン攻撃後の一時的な制裁緩和

- 財務省は2026年3月12日、同日以前に船舶に積み込まれたロシア産の原油および石油製品について、制裁対象となる船舶に積み込まれたものも含め、必要な取引を4月11日まで許可 。4月17日には、同日以前に積み込まれたものについて、5月16日まで許可 。5月18日には、4月17日の許可を6月17日まで延長 。現在はこの緩和は失効

軽油価格の高騰に対応する一時的な制裁緩和

- 財務省は2026年10月9日に、制裁対象となっているロシア原産の軽油の販売・輸送・荷揚・輸入に関連する全ての取引を、2027年4月7日まで許可 

エネルギー関連の経済制裁（対ロシア）

ロシア・イラン制裁法の成立とトランプ大統領による関税の免除命令

- 2026年9月18日に、Lindsey O. Graham Sanctioning Russia and Iran Act of 2026が成立 。ロシアから輸入する全ての物品に対して最大500%の関税（※大統領は法成立から30日後（10月18日）までに関税率を引き上げる）
- エネルギー関係では、ロシア産原油・天然ガスの主要購入国（法の成立から30日以降に故意に新規購入を行い、法の成立前の直近1年間で輸入量が多い5カ国）や制裁回避を促進する国などから米国が輸入する物品に最大100%の二次関税（※大統領は法成立から30日後（10月18日）までに関税率を引き上げる。上位5カ国を180日ごとに再認定）。ただし、法の成立前の直近1年間でロシアからの天然ガスの輸入量がロシアの天然ガス総輸出量の15%未満で、ロシアからの天然ガス輸入を減らすための意味のある措置を取っている場合はこの関税を課さない
- 大統領による国益に基づく免除規定があり、トランプ大統領は2026年10月16日に、この規定に基づき、上記の関税の免除を命令。免除は大統領または国務長官が、必要に応じて財務長官および通商代表と協議の上、さらなる措置が適切であると判断するまで有効 

エネルギー関連の経済制裁（対イラン、対ベネズエラ）

イラン産原油を輸入する中国の独立系石油精製事業者に対する制裁

- 前政権期から続く対イラン制裁を継続しつつ、財務省は2025年3月から2026年4月にかけて、ティーポットと呼ばれる中国の独立系石油精製事業者5社をイラン産原油の購入を理由として、順次、制裁リストに追加。イラン産原油をこれらの事業者に輸送するいわゆる影の船団も制裁対象に指定。制裁違反に対する二次制裁あり      

イラン攻撃後のイラン産原油・石油製品に対する一時的な制裁緩和

- 財務省は2026年3月20日に、イラン産の原油と石油製品について4月19日までの期間限定で必要な取引を許可 。その後、6月21日に新たな許可を導入し、7月7日にそれを撤回  

イランに対する「エコノミック・アウトキャスト作戦」

- 財務省は2026年8月24日に、エコノミック・アウトキャスト作戦を開始。そのなかで、イラン産原油を輸送する影の船団ネットワークと石油収入仲介者を外国人・外国企業も含めて制裁対象に指定 
- さらに10月1日には、この作戦の一環として、制裁回避に使用されていると認定した金融決済ネットワークを制裁対象に指定 

【参考】 米国のエネルギー生産量・発電電力量・価格

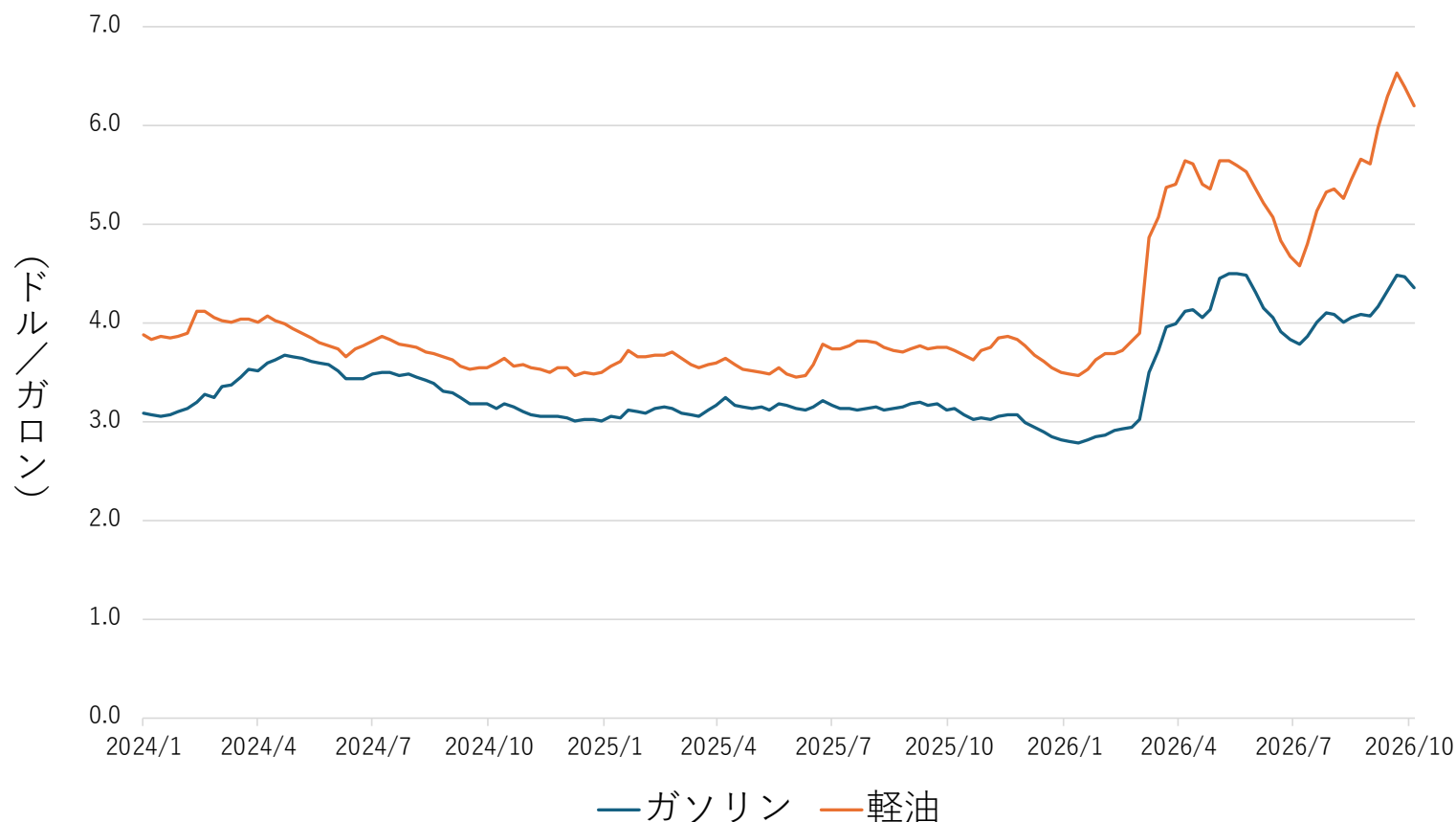
2025年実績（一部暫定値を含む）

エネルギー情報局（EIA）の2026年9月の公開統計等に基づく

- 原油生産量は2024年比で3%増加し、13.7百万バレル/日 [リンク](#)
- 天然ガス生産量（日量）は2024年比で4.4%増加し、107.6bcf/日に増加 [リンク](#)
- 発電電力量は2024年比で2.9%増加し、約4.3兆kWh。このうち、石炭火力は前年比で13%増加、太陽光は同34%増加。構成比は天然ガス40%、石炭17%、風力11%、太陽光7%、水力6%、原子力18% [リンク](#), [リンク](#)
- ガソリン価格は2024年比で6.3%減少し、3.10ドル/ガロン [リンク](#)
- 家庭用電気料金は2024年比で5%増加し、17.3セント/kWh [リンク](#)

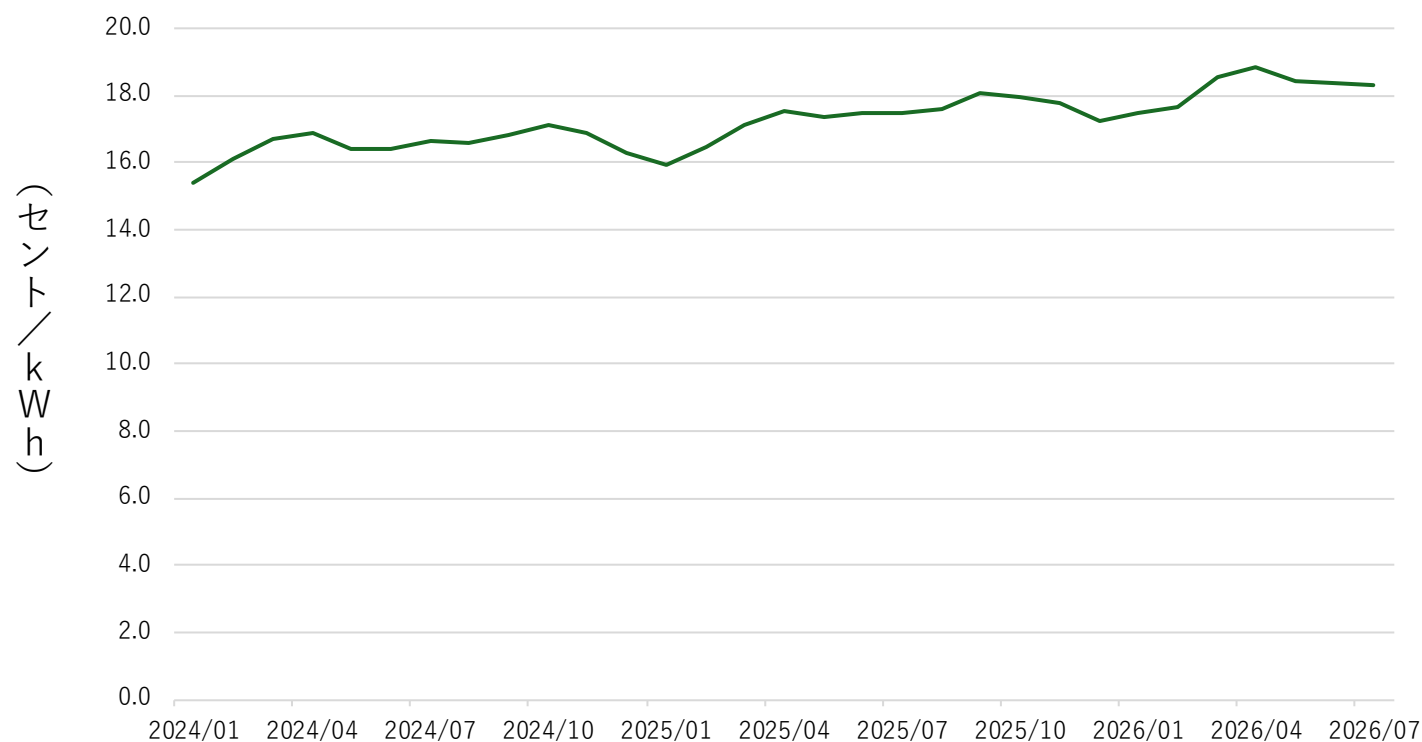
※州別の電気料金の違いについては、筒井・澤部（2025）を参照

【参考】米国のガソリン・軽油価格（週次）の推移 （2024～2026年）



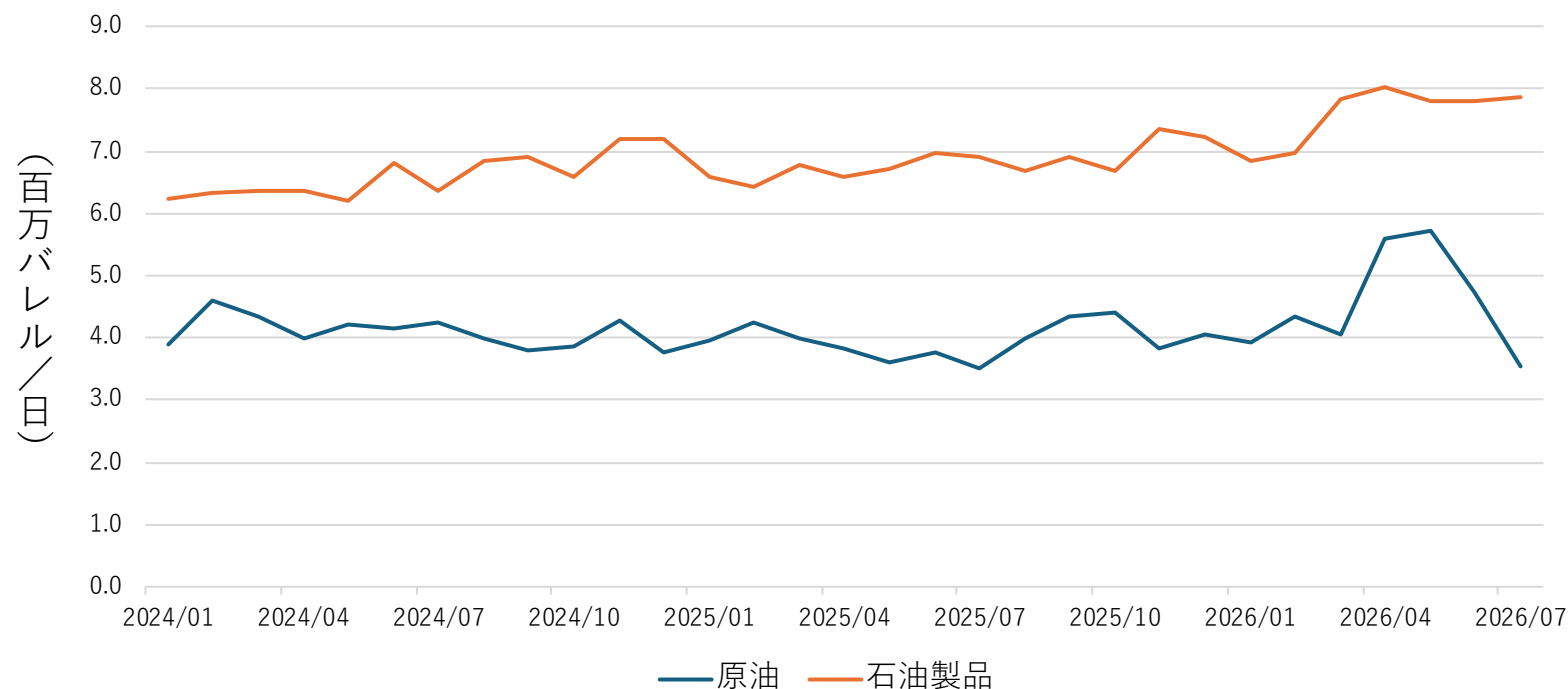
出典：エネルギー省エネルギー情報局の統計に基づき著者作成
（ガソリンは[Regular All Formulations Retail Gasoline Prices](#)、軽油は[No 2 Diesel Retail Prices](#)）

【参考】 米国の家庭用電気料金（月次）の推移 （2024～2026年）



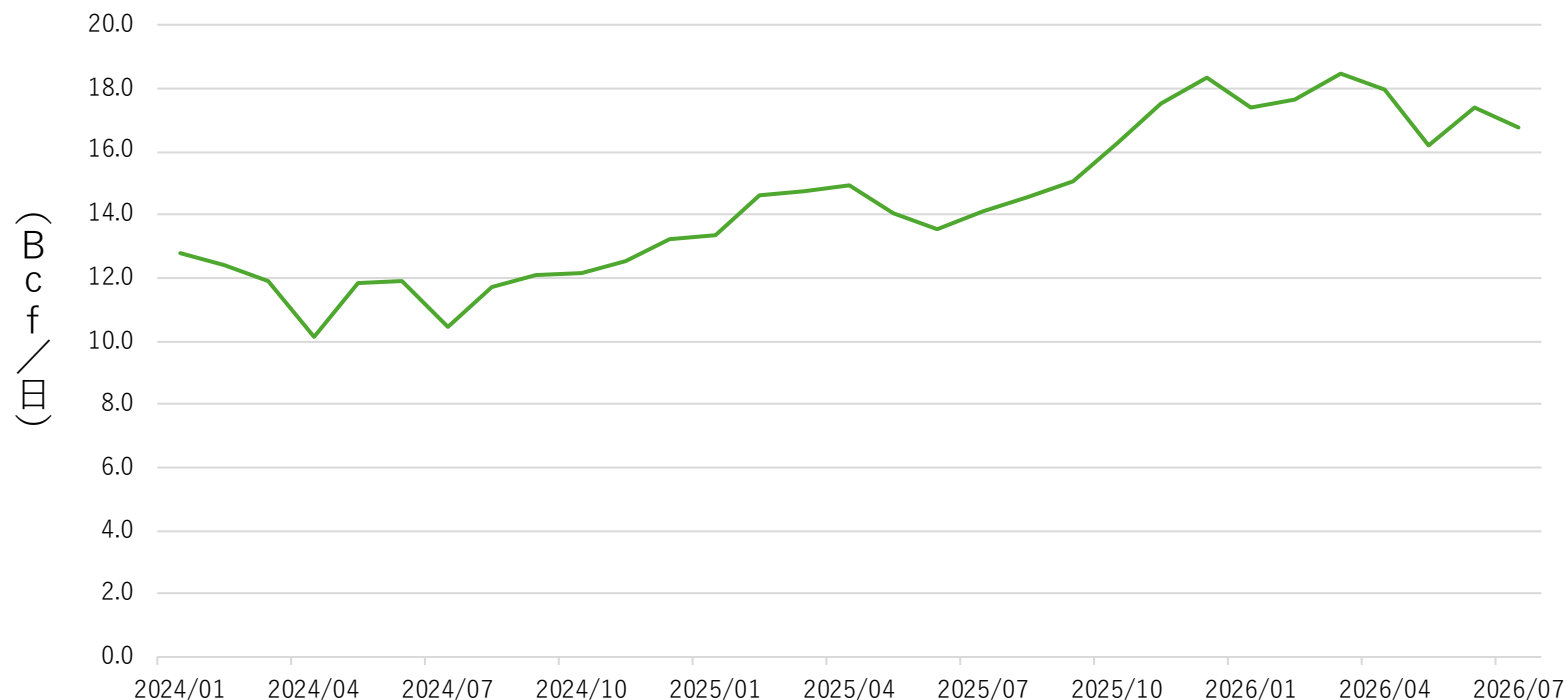
出典：エネルギー省エネルギー情報局の[統計](#)に基づき著者作成

【参考】米国の原油・石油製品輸出量（月次）の推移 （2024～2026年）



出典：エネルギー省エネルギー情報局の統計に基づき著者作成
（石油製品は原油＋石油製品の輸出量から原油輸出量を差し引いて計算。月総量を日数で割っている）

【参考】 米国のLNG輸出量（月次）の推移 （2024～2026年）



出典：エネルギー省エネルギー情報局の[統計](#)に基づき著者作成

参考文献

- 稲村智昌・堀尾健太（2026）「[原子力関連規制の効率化に関する諸外国の動向－英国・米国・カナダにおける取り組みの状況（2026年7月時点）－](#)」電力中央研究所社会経済研究所、SERC Discussion Paper 26003。
- 上野貴弘（2017）「[トランプ政権のエネ環境戦略－パリ協定は再加入交渉 輸出拡大は支配力促進－](#)」電気新聞（2017年7月5日）。
- 上野貴弘（2026）「[米国トランプ政権による気候変動対策の見直し（2026年10月5日時点）](#)」電力中央研究所社会経済研究所、SERC Discussion Paper 26006。
- 筒井美樹・澤部まどか（2025）「[電気料金の国際比較－2024年までのアップデート－](#)」電力中央研究所社会経済研究所、SERC Discussion Paper 25005。
- ナカノ, ジェーン（2026）「変動するアメリカのエネルギー安全保障戦略－クリーンエネルギーを巡る中国との攻防」橋本道雄・中井遼編（2026）『エネルギーの地政学－エネルギートランジションと日本の戦略』勁草書房、59-83頁。
- 富田基史（2026a）「[米政権が洋上風力に再び圧力 法的根拠乏しく事業者反発－米国の政治環境の変化が事業リスクに](#)」旬刊 EP REPORT EWN（第2164号）。
- 富田基史（2026b）「[トランプ政権の意向を反映 環境アセス制度を大幅改革－規制緩和の背景には超党派合意も](#)」旬刊 EP REPORT EWN（第2182号）。
- 堀尾健太（2025）「[米政府、次世代炉の導入支援 基地や国立研究所など活用－原子力安全規制の見直しも視野](#)」旬刊 EP REPORT EWN（第2146号）。
- 前田一郎（2026）「米国原子力燃料開発への取り組み」国際環境経済研究所（2026年10月5日）。
- 丸山真弘（2025）「[送電サービスを受けない「併設負荷」の取扱い－米国・PJMでの議論から－](#)」電力中央研究所研究資料、SE24502。
- 丸山真弘（2026）「[「料金支払者保護誓約」により米・大手テック企業は何を約束したのか？](#)」電気新聞ゼミナール（354）。
- 柳沢崇文（2026）「石油・ガスを巡る国際秩序の動揺と展望」小山堅・小林良和編著『大転換期の国際エネルギー秩序』エネルギーフォーラム、157-197頁。